

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 26 日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住 所 ***

氏 名 ***

2 損害賠償の額 金 974,600 円

3 和解の内容の趣旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、974,600 円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件和解に関し、双方とも異議の申立てや訴訟は一切行わない。

（提案理由）

令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 11 時 40 分頃、市道落水中線沿いにある木が、雨で地盤が緩んだことにより相手方が所有する倉庫へ倒れ、屋根を損傷したため、過失割合に応じ、その損害を賠償し、和解しようとするものである。

（参考）

事故概要については、別紙のとおり。

(別紙)

事故概要

1 事故発生日時 令和7年6月10日(火)午後11時40分頃

2 事故発生場所 ***

3 当事者(甲) 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 中重 真一

(乙) ***

4 事故の概要 令和7年6月10日(火)午後11時40分頃、市道落水中線沿いにある木が、雨で地盤が緩んだことにより相手方が所有する倉庫へ倒れ、屋根を損傷した。

5 過失割合 甲100% 乙0%

6 損害賠償金額 金974,600円